



最高裁判所事務総局家庭局長

お知らせ
面会交流支援に必要な合意について

2022年7月23日

一般社団法人面会交流支援全国協会

代表理事 二宮周平



2021年12月、法務省民事局は、「面会交流支援に関する参考指針について」を発出し、法務省のホームページにおいて、掲載を希望する面会交流支援団体等の一覧表を公表することとし、各地の裁判所において、本参考指針や参考指針を遵守している旨を公表している面会交流支援団体等について法務省が作成したリーフレットを窓口等に備え置くなどして当事者に情報提供を行うなどの取組みを予定しているとしています。今後、当事者のみでは面会交流の実施が難しい場合に、当事者が面会交流支援団体を利用する旨合意する例が増えるものと思われま

す。一般社団法人面会交流支援全国協会（ACCSJ）は、2019年11月、支援団体・支援者に向けた研修プログラムや支援サポートを提供すること、支援団体が遵守すべき基準を示して、支援団体の適格性を認証すること等を目的として設立されました。当協会は、上記の情勢に鑑み、2022年3月、各地の面会交流支援団体に対して、「面会交流支援に必要な合意についてのアンケート」を実施しました（アンケート結果と分析につきましては、添付の資料をご参照ください）。

このアンケートから集約した面会交流支援団体が希望する事項を、関係各位にお知らせしたいと存じます。家庭裁判所の調停調書や審判書、弁護士による合意書などで面会交流支援団体の利用を記載する場合には、これらの事項についてご高配いただければ幸いです。

記

1 面会交流支援団体を利用する場合に、当事者に合意してほしい事項

(1) 利用に関する基本的な事項

- ①面会交流支援団体の利用
- ②具体的な頻度（月1回など）
- ③1回あたりの面会交流時間（2時間など）
- ④支援形態（付添い、受渡し、連絡調整など）
- ⑤面会交流支援費用の負担（折半、どちらかの全額負担など）

(2) 当事者にとって譲れない争点になっている事項

祖父母の参加、プレゼントや写真・動画撮影等については、面会交流支援団体の規定に基づいて支援団体と利用者の協議で定めますが、これらが当事者にとって譲れない争点になっている場合には、支援団体での調整は困難ですので、調停等において当事者が合意を形成することを希望します。

2 面会交流支援団体利用のプロセス

上記1(1)の事項のいくつかについて合意がない場合には、支援を引き受けない面会交流支援団体もあります。また、具体的な頻度、1回あたりの面会交流時間、面会交流支援費用、支援可能な子どもの年齢等も支援団体によって異なります。各機関の規定によっては、支援を引き受けることができない場合も生じます。こうした事態を招来させないために、調停等において最終合意が成立する前に、あるいは審判が下される前に、家庭裁判所や弁護士が当事者の利用可能な面会交流支援団体の所在に関する情報等を提供し、当事者が支援団体の利用条件を確認した上で合意内容に織り込むことができるようなプロセスをとることを希望します。

3 調停調書や審判書において面会交流支援団体の利用を指示する場合の希望事項

いくつかの調停調書や審判書において、「詳細は面会交流支援団体を介して協議する」といった趣旨の記載がみられますが、支援団体は、当事者の間に入って説得や仲介をする権限を有しないことから、対応することができません。1で記載した利用に関する基本的な事項ないし当事者が争点としている事項については、あらかじめ調停等において合意を形成することを希望します。

また、いくつかの調停調書や審判書において、「面会交流の実施については、面会交流支援団体の指示に従う」といった趣旨の記載がみられますが、このような記載は、支援団体が当事者から「自分の意に添うような『指示』を相手に出してほしい」と要望されるきっかけになりがちです。支援団体は、恣意的な「指示」によってではなく、当事者双方と支援団体との間で合意したルールに従って運営することが一般的ですので、調停調書や審判書に記載する場合、例えば、「当事者双方は面会交流支援団体との間で合意したルールに従う。」といった内容を希望します。

なお、調停調書や審判書に特定の面会交流支援団体の名称を記載されても、当該支援団体の規定や当事者との事前面談に基づいて当該支援団体が当該当事者の支援を引き受けない場合や、引き受けた後に生じた諸事情によって支援を中止する場合があります。したがって、調停調書等に特定の面会交流支援団体の名称を記載しないことを希望します。



日本弁護士連合会会長

お知らせ
面会交流支援に必要な合意について

2022年7月23日

一般社団法人面会交流支援全国協会

代表理事 二宮周平



2021年12月、法務省民事局は、「面会交流支援に関する参考指針について」を発出し、法務省のホームページにおいて、掲載を希望する面会交流支援団体等の一覧表を公表することとし、各地の裁判所において、本参考指針や参考指針を遵守している旨を公表している面会交流支援団体等について法務省が作成したリーフレットを窓口等に備え置くなどして当事者に情報提供を行うなどの取組みを予定しているとしています。今後、当事者のみでは面会交流の実施が難しい場合に、当事者が面会交流支援団体を利用する旨合意する例が増えるものと思われます。

一般社団法人面会交流支援全国協会（ACCSJ）は、2019年11月、支援団体・支援者に向けた研修プログラムや支援サポートを提供すること、支援団体が遵守すべき基準を示して、支援団体の適格性を認証すること等を目的として設立されました。当協会は、上記の情勢に鑑み、2022年3月、各地の面会交流支援団体に対して、「面会交流支援に必要な合意についてのアンケート」を実施しました（アンケート結果と分析につきましては、添付の資料をご参照ください）。

このアンケートから集約した面会交流支援団体が希望する事項を、関係各位にお知らせしたいと存じます。家庭裁判所の調停調書や審判書、弁護士による合意書などで面会交流支援団体の利用を記載する場合に、これらの事項についてご高配いただければ幸いです。

記

1 面会交流支援団体を利用する場合に、当事者に合意してほしい事項

(1) 利用に関する基本的な事項

- ①面会交流支援団体の利用
- ②具体的な頻度（月1回など）
- ③1回あたりの面会交流時間（2時間など）
- ④支援形態（付添い、受渡し、連絡調整など）
- ⑤面会交流支援費用の負担（折半、どちらかの全額負担など）

(2) 当事者にとって譲れない争点になっている事項

祖父母の参加、プレゼントや写真・動画撮影等については、面会交流支援団体の規定に基づいて支援団体と利用者の協議で定めますが、これらが当事者にとって譲れない争点になっている場合には、支援団体での調整は困難ですので、調停等において当事者が合意を形成することを希望します。

2 面会交流支援団体利用のプロセス

上記1(1)の事項のいくつかについて合意がない場合には、支援を引き受けない面会交流支援団体もあります。また、具体的な頻度、1回あたりの面会交流時間、面会交流支援費用、支援可能な子どもの年齢等も支援団体によって異なります。各機関の規定によっては、支援を引き受けることができない場合も生じます。こうした事態を招来させないために、調停等において最終合意が成立する前に、あるいは審判が下される前に、家庭裁判所や弁護士が当事者の利用可能な面会交流支援団体の所在に関する情報等を提供し、当事者が支援団体の利用条件を確認した上で合意内容に織り込むことができるようなプロセスをとることを希望します。

3 調停調書や審判書において面会交流支援団体の利用を指示する場合の希望事項

いくつかの調停調書や審判書において、「詳細は面会交流支援団体を介して協議する」といった趣旨の記載がみられますが、支援団体は、当事者の間に入って説得や仲介をする権限を有しないことから、対応することができません。1で記載した利用に関する基本的な事項ないし当事者が争点としている事項については、あらかじめ調停等において合意を形成することを希望します。

また、いくつかの調停調書や審判書において、「面会交流の実施については、面会交流支援団体の指示に従う」といった趣旨の記載がみられますが、このような記載は、支援団体が当事者から「自分の意に添うような『指示』を相手に出してほしい」と要望されるきっかけになりがちです。支援団体は、恣意的な「指示」によってではなく、当事者双方と支援団体との間で合意したルールに従って運営することが一般的ですので、調停調書や審判書に記載する場合、例えば、「当事者双方は面会交流支援団体との間で合意したルールに従う。」といった内容を希望します。

なお、調停調書や審判書に特定の面会交流支援団体の名称を記載されても、当該支援団体の規定や当事者との事前面談に基づいて当該支援団体が当該当事者の支援を引き受けない場合や、引き受けた後に生じた諸事情によって支援を中止する場合があります。したがって、調停調書等に特定の面会交流支援団体の名称を記載しないことを希望します。